

令和3年度 山形県事業継続応援給付金 給付申請書兼実績報告書（新規創業者用）

山形県事業継続応援給付金事務局 御中

令和 3 年 月 日

こちらの様式は、法人の場合は設立日が、個人事業主の場合は開業日が、令和2年6月2日～令和3年5月1日までの事業者が対象です。記入にあたっては、記入例と裏面及び申請の手引き（新規創業者用）を確認しながら、正しく記入してください。

申請事業者	
法人の所在地 又は 個人事業主の住所	〒
法人名 又は 個人事業主の屋号	
代表者 職氏名	印

(法人は代表者印に限る。シャチハタ不可)

以下の事項に偽りないことを誓約し、標記給付金の支給を申請します。

1 申請金額（該当する金額の欄に「○」を記入してください。）	確認欄
① 法人の場合	200,000円
② 個人事業主の場合	100,000円

2 事業者概要			
主たる業種	番号	名称	← 裏面記載の「日本標準産業分類表」で定める業種（中分類）の番号と名称を記入
日中連絡がつく 連絡先	固定電話	携帯電話	

3 要件確認（※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。）	確認欄
(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している。	
(2) 給付金の受給後も事業を継続する意思がある。	
(3) 山形県暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等に該当しない。	
(4) 性風俗産業に該当する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項に該当する営業（受託営業を含む））を行っていない。	
(5) 令和3年4月・5月・6月のいずれか一月の売上げが、対象月の売上げと比較して50%以上減少した。 (つまり、売上げの対象月比が50%以下の場合を指します。)	

・次の表に売上げを記入し、③対象月比が50%以下であることを確認してください。

① 対象月 (令和2年7月～令和3年5月までの いずれかの一月)	② 令和3年4月・5月・6月のうち ①対象月と比較して、売上げが 50%以上減少した、いずれかの一月	③ 対象月比 (②÷①×100)
(※1) 令和 年 月	(※2) 令和 3 年 月	
(※3) 円	(※4) 円	(※5) %

- (※1) 令和2年7月～令和3年5月までのいずれかの月で、その翌月以降の令和3年4月・5月・6月のいずれかの一月と比較して、売上げが50%以上多かった年月を記入してください。
- (※2) 売上げが対象月(※1)と比較して50%以上減少した月(4月・5月・6月)の、いずれかの月(対象月の翌月以降)を記入してください。
- (※3) 対象月(※1)の売上金額を記入してください。
- (※4) (※2)で記入した月の売上金額を記入してください。
- (※5) 対象月比は、小数点以下を切り上げてください。

4 添付書類（※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。）	確認欄
(1) 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書（税務署受付印があるもの）の写し	
(2) 対象月（令和2年7月～令和3年5月までのいずれかの一月）の売上げが分かる書類	
(3) 売上げが対象月比で50%以上減少した月（令和3年4月・5月・6月のいずれかの一月）の売上げが分かる書類	
(4) 振込先口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る。） ※表紙を開いて見開き2ページ分（口座名義（カタカナ）と口座番号の両方が分かるページ）	

※詳細は、裏面の留意事項及び申請の手引き（新規創業者用）をご確認ください。

1 添付書類

添付書類については、法人と個人事業主で異なりますので、以下を確認のうえ提出してください。

(1) 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書(税務署受付印があるもの)の写し

- ①法人：履歴事項全部証明書の写し
※会社設立の年月日が、令和2年6月2日～令和3年5月1日までのものに限りま。
- ②個人事業主：開業届出書(税務署受付印があるもの)の写し
※開業日が、令和2年6月2日～令和3年5月1日までのものに限りま。

(2) 対象月(令和2年7月～令和3年5月までのいずれかの一月)の売上げが分かる書類

- ・対象月を含む確定申告書の写し(收受日付印があるもの)。ただし、対象月を含む期間の確定申告期限が到来していない場合は、対象月の売上げが分かる売上台帳若しくは月次残高試算表
※e-Taxで確定申告した事業者は、次のいずれの場合でも、受信通知(メール詳細)の写しを添付してください。
(受信通知の「種目名」欄が「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」となっているもの)
- ①対象月を含む確定申告書の写し(收受日付印があるもの)
 - ア. 法人の場合(次の両方を添付してください。)
 - a. 確定申告書別表一の写し
 - b. 法人事業概況説明書の写し(両面)
 - イ. 個人事業主の場合
 - a. 青色申告の場合(次の両方を添付してください。)
 - 確定申告書第一表の写し、所得税青色申告決算書の写し(ページ1とページ2)
 - b. 白色申告の場合
 - 確定申告書第一表の写し
- ②対象月の売上げが分かる売上台帳若しくは月次残高試算表(※必ず、空きスペースに署名又は記名してください。)

(3) 売上げが対象月比で50%以上減少した月(令和3年4月・5月・6月のいずれかの一月)の売上げが分かる書類

- ・売上台帳、月次残高試算表など、売上げが対象月比で50%以上減少した月(令和3年4月・5月・6月のいずれかの一月)の売上げが分かる書類(※必ず、空きスペースに署名又は記名してください。)

(4) 振込先口座が分かる通帳の写し(申請事業者名義のものに限る。)

- ・給付金振込先の通帳の「金融機関名」、「支店名」、「口座の種類」、「口座番号」、「口座名義(カタカナ)」の全てが記載されたページの写し

2 その他

次のいずれかに該当する場合、事業者は給付金の全額を返還することになります。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき
- (2) 山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月規則第59号)に違反する行為があったとき

日本標準産業分類表(中分類)

番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	農業	33	電気業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
2	林業	34	ガス業	66	補助的金融業等
3	漁業(水産養殖業を除く)	35	熱供給業	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
4	水産養殖業	36	水道業	68	不動産取引業
5	鉱業、採石業、砂利採取業	37	通信業	69	不動産賃貸業・管理業
6	総合工事業	38	放送業	70	物品賃貸業
7	職別工事業(設備工事業を除く)	39	情報サービス業	71	学術・開発研究機関
8	設備工事業	40	インターネット附随サービス業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
9	食料品製造業	41	映像・音声・文字情報制作業	73	広告業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	42	鉄道業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
11	繊維工業	43	道路旅客運送業	75	宿泊業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	44	道路貨物運送業	76	飲食店
13	家具・装備品製造業	45	水運業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	46	航空運輸業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
15	印刷・同関連業	47	倉庫業	79	その他の生活関連サービス業
16	化学工業	48	運輸に附帯するサービス業	80	娯楽業
17	石油製品・石炭製品製造業	49	郵便業(信書便事業を含む)	81	学校教育
18	プラスチック製品製造業	50	各種商品卸売業	82	その他の教育、学習支援業
19	ゴム製品製造業	51	繊維・衣服等卸売業	83	医療業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	52	飲食料品卸売業	84	保健衛生
21	窯業・土石製品製造業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
22	鉄鋼業	54	機械器具卸売業	86	郵便局
23	非鉄金属製造業	55	その他の卸売業	87	協同組合(他に分類されないもの)
24	金属製品製造業	56	各種商品小売業	88	廃棄物処理業
25	はん用機械器具製造業	57	織物・衣服・身の回り品小売業	89	自動車整備業
26	生産用機械器具製造業	58	飲食料品小売業	90	機械等修理業(別掲を除く)
27	業務用機械器具製造業	59	機械器具小売業	91	職業紹介・労働者派遣業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	60	その他の小売業	92	その他の事業サービス業
29	電気機械器具製造業	61	無店舗小売業	93	経済・文化団体
30	情報通信機械器具製造業	62	銀行業	94	宗教
31	輸送用機械器具製造業	63	協同組織金融業	95	その他のサービス業
32	その他の製造業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		